

【東京都】HP掲載版※

自治体意見・要望	気象庁回答
特別警報発表の範囲(都道府県単位、多摩部、23区、島しょ、市町村)は、どの程度の規模を考えているか。	特別警報は、数十年に一度の大雨が府県程度の範囲に広がっている現象を対象としており、その発表地域単位については、現行の警報と同様に市町村単位で発表します。 当面は、府県予報区単位で特別警報を判断し当該府県予報区内の警報を特別警報とする運用を行いますが、今後、特別警報の実際の発表状況や効果等について検証しつつ、必要に応じ見直しを行っていきます。
発表基準なる雨量、土壌雨量指数などを設定するのか。また、設定する場合、地域特性を考慮するのか	「数十年に一度の～」という基準に基づき、気象庁がどのような具体的な数値や客観的な指標で特別警報を運用するのか、7月31日に気象庁ホームページに公開しました。
特別警報の解除は、雨量、土壌雨量指数が警報レベルになれば行うのか解除の基準が分からない	特別警報の発表基準に該当しない状況と判断した時に特別警報を解除します。なお、特別警報解除後に(特別警報でない)警報や注意報が残る場合もあります。 特別警報の解除についても、周知の措置の義務があり(改正気象業務法第十五条の二)、直ちに行っていただく必要があります。